

令和4年度病床機能報告における 非稼働病棟等の状況について

非稼働病棟等への対応について

平成30年2月7日付け医政地発0207第1号地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」に基づき、令和4年度病床機能報告における非稼働病棟等の状況を確認

① 病床が全て稼働していない病棟（非稼働病棟）を有する医療機関

・病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟※を有する医療機関を把握した場合には、以下の説明を求めること。

- ①病棟を稼働していない理由
- ②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画

※ 病床が全て稼働していない病棟とは、過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟

② 過剰な病床機能に転換しようとする医療機関

・病床機能報告の結果等から、過剰な病床機能に転換しようとする医療機関の計画を把握した場合には、病床機能を転換する理由について説明を求めること。

③ 急性期医療を提供していない病棟を有する医療機関

・高度急性期又は急性期と報告した病棟のうち、急性期医療を全く提供していない病棟については、その妥当性を確認すること。



飛騨圏域では、いずれも該当する医療機関なし